

年金受給者向け定期預金（愛姫）

（平成 26 年 4 月 1 日現在適用中）

	項 目	内 容
1	商 品 名	・年金受給者向け定期預金 （愛称：愛姫くめぐひめ）
2	販 売 対 象	・当行で年金をお受け取りの個人のお客さま ・国民年金、厚生年金、共済年金をお受け取りのお客さまが対象となります。その他の年金をお受け取りの場合は、窓口にお問合せください ・新しく当行で年金をお受け取りになる方も対象となります
3	期 間	・1年
4	預 入 方 法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括でのお預け入れとなります ・1万円以上1,000万円まで ・1円単位
5	払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します
6	利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）支払方法	・預入時の店頭に表示するスーパー定期預金（期間1年）の利率＋当行所定の優遇利率を満期日まで適用します ・満期日に総合口座通帳へご入金いたします ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・利払式となります
7	手 数 料	——
8	付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）
9	税 金	・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 ※平成25年1月1日以降平成49年12月31日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した20.315%の源泉分離課税となります ・要件を満たす場合は、マル優の扱いができます
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品です（1金融機関につき1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます）
11	中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します ① 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%
12	金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください、窓口にお問い合わせください
13	その他参考となる事項	・店頭窓口でのみお預け入れいただけます ・年金の受取指定口座は、総合口座通帳となります ・お預け入れは、年金振込を指定している総合口座通帳の自動継続式定期預金（利払式）となります ・自動継続後の適用金利は、本預金取扱いの場合、引続き優遇金利となります ・年金のお受け取りを当行以外に変更された場合、自動継続後は優遇金利が適用されません

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109